

浄化槽の法定検査(新方式)のお知らせ

浄化槽は、保守点検・清掃とは別に毎年1回、県が指定する検査機関による法定検査(浄化槽法第11条検査)を受けることが義務づけられています。

きれいな河川環境を守るため、県では、今年度から新方式を導入し、全部の浄化槽について、毎年法定検査を実施することとしました。

●新方式

50人槽以下の浄化槽は、保守点検業者に依頼し、法定検査が受けられます

●検査料金(50人槽以下)

5,000円(非課税)

51人槽以上の浄化槽、未管理浄化槽および機能改善困難な浄化槽は(財)群馬県環境検査事業団が検査を実施します。

問い合わせ先

現在、ご契約されている保

環境課

内線 162

守点検業者

法定検査を受託していない場合は、次の問い合わせ先にご相談ください。

●館林環境森林センター
☎(72)4420

●(財)群馬県環境検査事業団(指定検査機関)
☎027(237)5111

詳しくは環境課へお問い合わせください。

若年者納付猶予制度等があります！

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給対象となります。

申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準に

該当する場合、申請して承認を受けると保険料の全額または半額の納付が免除されます。

半額免除が承認された場合には、残りの半額分の保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、申請月にかかわらず平成17年7月から平成18年6月までです。

若年者納付猶予制度

30歳未満の第一号被保険者本人および配偶者の所得が一定の基準に該当する場合、保険料の納付が猶予されます。

住民課

内線 144

承認期間は、申請月にかかわらず平成17年7月から平成18年6月までです。

学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

承認期間は、申請月にかかわらず平成17年4月から平成18年3月までです。

申請免除制度・若年者納付猶予制度、学生納付特例制度ともに、**申請は毎年必要**ですのでご注意ください。

農地を守り 農地を生かそう！

農地は、担い手不足や高齢化などから、年々荒廃化が進んでいます。単に雑草の繁茂や病害虫の発生、鳥獣害、農地の利用集積の阻害といった農業現場の問題をひき起こしているだけでなく、広く国民食料の観点からも問題です。

国では「食料・農業・農村基本法」に基づき、平成12年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」で、生産と消費の両面にわたる国民参加型の取組みを指針とし、2022年度までに食料自給率45%を目標に掲げております。

農地は人間の生存基盤である食料を生産する場であり、地域環境を守り育む場でもあります。大切な財産である農地を守り、有効に利用しましょう。